

# 藍見小学校いじめ防止基本方針

令和5年度版

平成26年4月1日策定  
平成28年4月1日改訂  
平成30年4月1日改訂  
令和2年5月改訂  
令和3年6月改訂  
令和4年5月改訂

## はじめに

ここに定める「藍見小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

・いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※一定の人間関係とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

※物理的な影響を与える行為とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠させたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。「行為」には「仲間外れ」や「無視」など、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を十分に行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の側に立つ。）

### (2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

「人間として絶対に許されない」「どの学校でも、どの子にも起こり得る」「見ようと思っ  
て見ないと見つけにくい」

### (3) 学校としての構え

- ・児童生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。また、いじめが解消したと即断することなく、継続して注意を払い、必要な指導と保護者との連携を図りながら見届ける。
- ・全ての教職員が協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進める。加害・被害という

二者関係だけでなく、「聴衆」や「傍観者」の存在にも注意を払う。

## **2 いじめの防止（未然防止のための取組）（自己有用感を高める取組）**

### **(1) すべての児童生徒が安心して過ごせる学級・学校づくり**

- ・全ての児童が大切な学級・学校の一員であり、一人一人が仲間と関わり、「自分だけでなく、他の人を大切にする」望ましい人間関係を作ることができるよう、よさを認め合う経営を充実する。
- ・全ての児童が、主体的に活動し、互いに認め合う中で、他者のために役に立っていると感じ取ることのできる機会を得、児童の自己有用感が高められるように努める。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さないようにするため、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童自らが主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・学校教育全体を通じて、自己指導能力の育成に取り組むとともに、全教職員が自他のかげがえのない生命の大切さや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・温かい言動や受容的かつ共感的な態度に徹し、悩み等を相談しやすい関係を築けるように努めるとともに、児童の困り感や心理状態に応じて、専門機関との連携を積極的に行う。

### **(2) 「分かる・できる授業」の推進**

- ・自分の夢や目標を実現するために必要となる学力を高める教育を推進する。
- ・基礎的・基本的な学習内容を確実に身につけさせる指導を大切にする。
- ・課題を解決していく学習過程の中で、思考力や判断力、表現力を育成する。
- ・授業では、考えを交流する場면을意図的に設け、考えには、多様性があることを知り、自他共に大切にしながら、主張したり同意したりしながらより良い解決の仕方を学べるようにする。

### **(3) 生命や人権を大切にする営み**

- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・障がい（発達障がいを含む）、国籍、性別等に関係なく、周りの人を大切にする態度、相手を思いやる気持ちを育成する指導を行う。

### **(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進**

- ・インターネット等（スマートフォンや通信型ゲーム機等）の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルや SNS の使い方について、児童、PTA、地域の方も交え

た交流会や外部機関と連携して行うタウンミーティングなどを積極的に活用し、よりよい使い方について判断できる力を養う。

### **3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）**

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

#### **(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実**

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示すけんかや兆候を見逃さないようアンテナを高く保ち、児童の言動、表情等、少しでも気になったことがあったら、必ず、担任や他の職員と積極的に情報共有したり、生徒指導交流会の時間を活用したりして、いじめの早期発見に結び付ける。
- ・定期的にいじめに関するアンケート調査を行う等、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。実施したアンケート結果や相談内容結果は、必ず複数の職員で確認する。確認されたアンケート結果等は、必ず、「いじめ未然防止・対策委員会」に報告し、速やかに対応する。
- ・児童からの情報により、いじめの事実が把握される例も多い。傍観者がいじめを許し、助長させることを事前から指導し、いじめを発見した児童は、勇気をもって周りの大人に知らせることを指導する。児童からいじめの事実を把握した職員は、すぐに「いじめ未然防止・対策委員会」に報告する。いじめの事実を伝えた児童がこの行為が原因で新たないじめの被害者にならないための手立てを十分に講じ、全校体制で速やかに対応にあたる。
- ・児童自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は、理解しなければならない。これを踏まえ、児童からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ・日常的に発生するトラブルにおいては、「大丈夫だろう」と安易に考えずに、「背景にいじめがないか」との疑いをもって児童の指導に当たる。また、児童から相談を受けた時には、本人の表現や言葉ですべてを理解しようとせず、言葉にできない訴えたいことを教師が察したり汲み取ったりしながら聴くように努める。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談担当を中心に、担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るよう努める。

#### **(2) 家庭、地域、関係機関との連携**

- ・いじめの早期発見には、保護者や地域からの情報も大切となる。保護者が子どもの変化や心配なことがあった時、気軽に学校に相談できる関係づくりを行うとともに、保護者や地域から寄せられた情報については、いじめと関連がないかどうか常に確認する。
- ・「藍見小学校いじめ防止基本方針」については、ホームページに掲載し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるような措置を講ずる。また、その内容を、必ず入学時・各

年度の開始時に児童、保護者、関係機関に説明をする。

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題は、学校だけで抱え込まず、その解決のために、美濃市教育委員会、関警察署、中濃子ども相談センター、美濃市福祉子ども課、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切にし、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。

## **4 いじめ事案への対処（発見したいじめに対する対処）**

### **【組織対応】**

- ・学校の教職員がいじめを発見、またはいじめに係る相談を受けた場合、「いじめ未然防止・対策委員会」に速やかに報告し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

### **【対応の重点】**

- ・事実確認においては、決めつけや憶測での判断にならないよう、慎重、丁寧に進め、全容が明らかになるよう努める。また、聞き取りの際には、複数の職員で対応する。
- ・「いじめ未然防止・対策委員会」において、情報共有を行った後は、次のような手順で、初期対応を行うとともに、教育委員会へ報告する。

#### **（１） 初期対応**

- ・いじめを受けた児童本人の訴えを十分に聴く。
- ・いじめを受けた児童からの訴えを保護者に伝え、情報を共有し、協力を依頼する。
- ・いじめを受けた（疑いがある）児童が、自分はいじめを受けていないと答えた場合でも、学校が把握している事実や状況からいじめを受けている可能性があるという認識をもつ。
- ・いじめを受けた児童や保護者の意向を踏まえつつ、「いじめ未然防止・対策委員会」で、いじめを受けた児童を徹底して守るための具体的な手立てと、指導方針を明らかにする。
- ・いじめ克服のための学校の指導方針について保護者に説明し、理解を得る。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに子ども相談センターや警察に通報し、適切な援助を求める。

#### **（２） 正確な事実把握**

- ・いじめを受けた児童の訴えを基に、順に、いじめた児童、周辺児童への聞き取りを行う。
- ・事実確認においては、いつ、どこで、だれが、何を、どのように等ついて明らかにした上で、事実関係の整合性を確認する。双方の説明が一致しない場合、事実の整合性を図ることのみに固執せず、他の要因があることも視野に入れ、慎重に対応する。
- ・「いじめ未然防止・対策委員会」が、いじめの状況を詳しく把握するための調査が必要と判断した場合に、いじめを受けた児童及びその保護者の同意を得た上で、他の児童に対して、「事実関係を明らかにするためのアンケート調査」等を人権に十分配慮して実施する。
- ・正確な事実把握といじめ事案の全容理解を行うために、「いじめ未然防止・対策委員会」は、積極的に関係諸機関及び専門諸機関と連携を図る。

### (3) いじめの解消に向けた指導

いじめの解消とは、いじめを受けた児童がいじめを受ける前の生活を取り戻した状態になることである。そのために以下の指導を順に行う。

- ・いじめた児童に、自分が行った事実を認め、なぜ、相手の心を傷つけるような行為を行ったのかを見つめさせることを通して、自分の何がどう悪かったのかを十分に理解させる。
- ・いじめた児童の保護者に、いじめた児童が行った事実、指導の経緯、今後の指導について説明する。また、「謝罪をもって安易に解消することはできない」ということを確認し、いじめを受けた児童と保護者が安心して学校生活を送れるようになるまで、学校といじめた児童の保護者が協力して取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築く。
- ・いじめを受けた児童と保護者に、指導の経緯と今後の支援について、十分説明し、理解を得る。
- ・いじめた児童に、今までの学校の指導を理解し、行為だけでなく心を傷つけたことに対し謝罪するように指導する。合わせて、今後はいじめをしないことを約束することを心の底から思えるよう指導する。
- ・いじめを受けた児童、いじめた児童、保護者の同意を得て、全体指導を行う。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消に向かうことはできない。また、いじめた行為を戒めるために、指導の過程でいじめた児童へ教師による一方的な叱責等を行っても、いじめた児童は、表面上反省したように見せかけるだけになり心底いじめた自分を改めようとする気持ちを持ってないままになってしまう。いじめ解消に向けた指導は、いじめた児童の言い分を十分に聴いたうえで「自分がしたことは相手の心を傷つける行為であり、許されない」ことを理解させ、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

### (4) いじめの解消

いじめた児童への指導後も、いじめが解消するまで、継続して経過観察及び支援を行い続ける。いじめが「解消している」状態とは、いじめられた児童が元の生活を取り戻している状態を言うが、そのために少なくとも以下の2つの要件を満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が継続して3ヶ月以上止んでいること
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「いじめが解消している」と判断した場合でも、半年、1年後にいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 5 いじめの防止等(未然防止・早期発見・対処)の対策のための組織

### 法第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

常設の組織；校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター、養護教諭 該当学級担任 等  
 必要に応じ；保護者代表、学校運営協議会の委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、子ども相談センター 等

### いじめ未然防止・対策委員会の役割

- ・いじめを許さない・いじめが起きにくい学校づくり
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・いじめの疑い・問題行動に係る情報収集と記録・共有
- ・緊急会議の開催、アンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・被害児童への支援、加害児童への指導等、対応方針の決定、組織的な指導の継続
- ・保護者との連携を組織的に実施
- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画作成・実行・検証・修正
- ・校内研修の計画的な実施
- ・方針の点検と見直し（PDCA サイクルの実行）

## 6 いじめの防止等のための年間計画

月	取組予定	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明</li> <li>・職員研修会の実施</li> <li>・なかよし班活動（めあて・自己紹介・活動計画）</li> </ul>	
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつキャンペーン（児童会活動）</li> <li>・Q-U式学級評価</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの悩み、生活アンケート（記名式）、教育相談の実施</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教職員学校評価アンケート」「学校教育アンケート」（保護者向け）の実施</li> <li>・SOS の出し方教育</li> <li>・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> <li>・学校評議員会</li> </ul>	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会）</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校教育アンケート」の結果、改善策等のお知らせ</li> <li>・なかよし班活動（8の字跳び中間記録会・振り返り会）</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育研修会（伝達）</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Q-U式学級評価</li> <li>・こころの悩み、生活アンケート（記名式）の実施</li> <li>・「ひびきあいの日」に向けた取組（ハートフルレターキャンペーン）</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハートフルレターキャンペーン振り返り</li> <li>・「教職員学校評価アンケート」、教育相談の実施</li> </ul>	第2回県い

	・なかよし班活動（8の字跳び記録会・振り返り会）	じめ調査
1月	・「学校教育アンケート」（保護者向け）の実施	
2月	・こころの悩み、生活アンケート（記名式）と教育相談の実施 ・なかよし班振り返り会 ・学校評議員会	
3月	・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・第2回「学校教育アンケート」の結果、次年度への改善策等の公表 ・なかよし班お別れ会	問題行動調査

## 7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に取組の実施状況を位置づける。評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。また、いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して、適切に機能しているかどうかを、「いじめ未然防止・対策委員会」は、定期的に点検する。
- ・保護者による学校評価には、次の2項目を位置付ける。
  - ①学校は、いじめを許さない学校づくりができていていると思う。
  - ②学校は子どもの姿・言葉等をもとにいじめの早期発見に努めていると思う。
- ・職員による学校評価には、次の4項目を位置付ける。
  - ①学年の発達段階を踏まえて、学級や前項の活動の中で、望ましい人間関係を築く力と自己指導能力を育てる。
  - ②学級や異年齢集団の中で、共感的な人間関係を育成し、暴力行為やいじめなどの未然防止につなげる。
  - ③暴力行為やいじめなどの問題行動や不登校に対し、ふだんの言動やアンケート調査等を通して、早期発見をし、適切に対処する。
  - ④家庭・地域社会・幼保小中高・関係諸機関と連携する。

## 8 「重大事態」への対処

いじめの重大事態については、国の基本方針、岐阜県の基本方針、美濃市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

### (1) 「重大事態」の判断

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態）、いじめにより児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）については、以下の対応を行う。また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、迅速に報告・調査等に当たる。

※相当な期間とは

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、学校または設置者の判断により、一定期間連続して欠席が連続する場合も含む。

## **(2)「重大事態」への主な対応**

- ・学校は、美濃市教育委員会に対して速やかに第一報を報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、美濃市教育委員会の指導の下、学校が主体となり、事実関係を明確にするために調査に当たる。「事実関係を明確にする調査」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係を可能な限り明確にすることである。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。学校にたとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢をもつ。調査にあたっては、外部の専門家の調査組織への参画等により、公平性や中立性を担保しつつ、適切に調査する。
- ・学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、「美濃市いじめ問題対策委員会」が調査を実施する。
- ・調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか等)について、いじめを受けた児童や保護者に対して説明をする。
- ・調査結果については、教育委員会に報告し、教育委員会を通して、市長に報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に報告する。

## **9 学校における資料の保管、いじめ事案の記録及び引継ぎ**

### **(1) 資料の保管**

- ・学校で準備した記録簿、全校に実施したアンケートの質問票の原本等の一次資料は、最低でも当該児童が卒業するまで、集団を指定して行ったアンケートや聞き取りなどの結果を記録した文書等の二次資料や調査報告書は5年の保存とする。
- ・保管については、保管場所や保管担当者を明確にする。
- ・年度ごとのいじめ事案についてまとめた文書を作成する。

### **(2) いじめ事案の記録**

- ・事実の記録は、いじめが始まった時期、いじめに至った経緯について客観的に残す。また、「会議の参加者」「意思決定の内容」「以後の指導方針」について残す。
- ・児童に聞き取りをするときは、児童の心身の健康に十分配慮し、負担にならないようにする。

### **(3) 次年度以降への引継ぎ**

- ・年度末には、「いじめ未然防止・対策委員会」を開き、本年度に起きたいじめに関わる内容を確認し、次年度の進級学年や卒業後の進学先に確実に引き継ぐための準備を行う。
- ・新年度当初には、「いじめ未然防止・対策委員会」を開き、入学前や前学年までのいじめに関わる情報を確認し、確実に引継ぎを行うと共に再発防止に努める。